

## 別表十二（十）の記載の仕方

1 この明細書は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項第1号（事業の実施の特例）に規定する指定会社が、措置法第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の57（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(2)のうち損金経理による積立額3」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「15」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。

3 「(2)のうち剰余金の処分による積立額4」に金額の記載がある場合には、「15」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。

4 「期首関西国際空港用地整備準備金の金額16」には、当期首現在の税務計算上の関西国際空港用地整備準備金の金額を記載します。